

「まん延防止等重点措置」に係る西東京市公共施設の対応について（方針）

政府対策本部は、東京都に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を令和4年1月21日から適用することとし、西東京市を含む都内全域が、その対象区域となった。

については、東京都の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（令和4年1月19日東京都決定）に基づき、市内公共施設の対応を下記のとおりとする。

記

1 「まん延防止等重点措置」に係る公共施設の対応期間

令和4年1月21日から同年2月13日まで

2 夜間の利用を制限する施設（午後9時以降 利用不可）

- (1) 保谷こもれびホール
- (2) コール田無
- (3) 市民交流施設
- (4) 住吉会館「ルピナス」
- (5) 福社会館（地域社会利用施設）
- (6) 障害者総合支援センター「フレンドリー」会議室A
- (7) 保谷障害者福祉センター
- (8) 田無総合福祉センター
- (9) 屋内スポーツ施設（スポーツセンター等）
- (10) エコプラザ西東京
- (11) 公民館（柳沢・芝久保・谷戸・保谷駅前・ひばりが丘）
- (12) 田無公民館（仮）活動室（田無総合福祉センター3階）

3 その他利用の制限等を行う施設

- (1) 障害者総合支援センター「フレンドリー」（A会議室以外の会議室 利用不可）
- (2) 図書館（座席利用の制限付き開館）
- (3) 学校施設（校庭開放事業・団体利用 一部実施）

4 その他

- (1) 市内の新規感染者が急速に増加していることから、施設利用に際しては、施設利用者自身の体調管理や施設利用前後における消毒作業等に関し、施設管理者及び施設利用者は、これまで以上にその徹底を図ること。
- (2) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。
- (3) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (4) 公共施設予約システムのロビー端末が使用できない施設は、次のとおりとする。
障害者総合支援センター「フレンドリー」
- (5) 調理室（調理利用の場合）、入浴施設は、終日利用不可とする。
- (6) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。

オミクロン株の急速拡大に伴う西東京市公共施設の緊急対応について（方針）（令和4年1月14日西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、本方針の決定をもって廃止する。